

令和2年4月17日

第I期 実務実習実施薬局 指導薬剤師

第I期 実務実習生

ならびに 薬系大学教員 各位

(一社) 薬学教育協議会北海道地区調整機構

副委員長 山澤 裕司

副委員長 宮崎ゆりか

政府における緊急事態宣言に伴う第I期実務実習の中断について

平素より(一社)薬学教育協議会北海道地区調整機構の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2月28日(金)に北海道知事より北海道独自の緊急事態宣言が発出される中、皆様のご協力のもと、実務実習は継続しておりました。

さて、昨日4月16日(木)、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府対策本部長より緊急事態宣言が全都道府県へと拡大され、北海道は特定警戒都道府県に指定されました。

このようなことから、政府による緊急事態宣言を受け、北海道地区調整機構としては、学生の安全確保及び感染拡大防止のために4月20日(月)から5月6日(水)までの期間、北海道内での実務実習の中断を決定いたしました。

つきましては、実務実習中断時の対応や再開については、別紙をご参照の上、各大学の指示に従っていただきますようお願い申し上げます。

また、北海道地区調整機構のホームページ内にある各大学のお知らせページ、薬学実務実習支援システムの教員メッセージなどで配信されることもありますので、随時確認をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、この情報については、令和2年4月17日時点のものであり、今後の状況を鑑み変更の可能性もある旨を申し添えます。

以上

実務実習指導薬剤師への依頼事項

受入施設と実習生が実務実習支援システムを活用し相互に連絡することで、実務実習は継続中とみなします。大学と施設で相談して臨床の知識を深めるような自己学習課題を提示し、双方向性を担保されている実習日誌の指導薬剤師コメント欄を活用し、適宜ご指導いただきますようお願いいたします。

実務実習生への連絡事項

実習施設での実務実習が中断している期間は、医療人としての責務を改めて確認するとともに、実習生は必ず自宅に待機し、不要不急の外出は控えてください。特に「3つの密」の回避および手洗い等の感染予防対策を実施して下さい。また、自己学習課題について学習した内容は実務実習支援システムを活用し、日誌への記録として指導薬剤師に毎日報告してください。

大学の担当教員への連絡事項

新型コロナウイルス感染対策等に関する学生の指導とともに、実務実習支援システムを活用し、実習生および受入施設との連絡を密とし、中断の体制がとられていることを確認するようお願いいたします。

以上